県央医療圏の医療改善は平成28年の当初計画に基づき 実施するよう求める意見書

田上町議会は、令和元年6月議会及び9月議会で、県央医療圏の医療の充実を求める請願を全 会一致で採択し、意見書を県知事及び病院局長に送付しました。

さらに、令和3年3月議会及び令和4年3月議会で同様の意見書を全会一致で可決しました。 これまで、県央医療圏の充実を求める意見書を県知事及び病院局長に4回も送付しました。

しかし、一度として加茂市・田上町住民にも、県央地域に住む住民にも直接説明と理解を得ることなく、一方的に、県央基幹病院には、救命救急センターを設置しない、ハイリスク周産期医療はやらない、医工連携も実施しないことが明らかになりました。

さらに、県央医療圏の県立病院は2次救急病院を廃止し、県立加茂病院は、終末期医療と慢性 期医療とし、指定管理者の運営とするとしています。

地方自治体は、地域住民の命と健康に責任を持つ役割を担っています。地域住民は、平成28年から6年もの歳月をかけて計画した県央医療圏の医療の発展計画を、大きく後退させることは納得できません。

住民に約束した医療内容を実施することを求めるとともに、計画の変更案は、直接、関係地域住民に説明を行ない、地域住民の納得のもとで進めるべきです。

よって、以下の事項を求めるものです。

記

- 1 県央基幹病院は、救命救急センター併設基幹病院とし、高度専門医療をはじめハイリスク周 産期医療、医工連携を行うこと。
- 2 県立病院は、県央基幹病院基本計画に基づいて、県営として運営し、二次救急病院にふさわしい医師・看護師及び病院スタッフをそろえること。
- 3 新型コロナウイルス感染症にも十分対応できる医療体制を完備すること。
- 4 計画の変更には、直接住民に説明を行ない、住民の納得を得ることを最優先すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年7月14日

新潟県南蒲原郡田上町議会